

ひまわり収集について

～自助・互助・共助でごみ出しができない方への支援～

令和2年度から、ひまわり収集の要件を緩和しますが、「ひまわり収集」の趣旨にご理解いただくとともに、以下の通りご協力をお願いいたします。

●ひまわり収集とは

地域や身近な人・親族等によるごみ出しの協力や介護保険サービス等による支援を受けられず、クリーンステーションまで自らごみを持ち出すことが困難な方で、以下の要件に該当する方に対して、玄関先までごみ収集に伺う「ひまわり収集」を実施しています。



(要件) ※令和2年度～

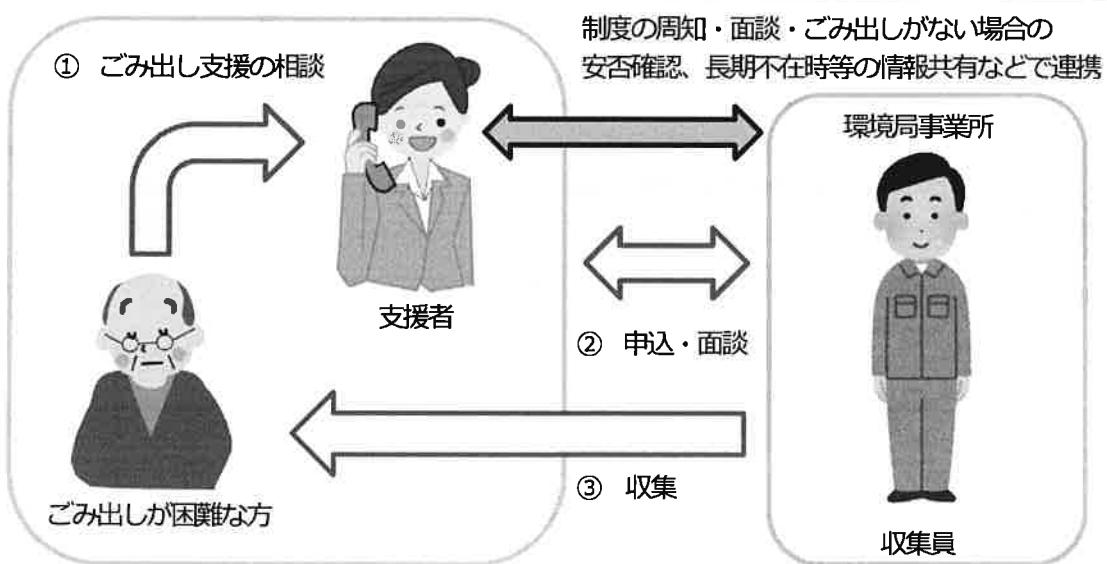
高齢者：65歳以上のひとり暮らしで、要介護1以上の方

障がい者：障がいのある、ひとり暮らしで、障害支援区分1以上の方

●ご協力のお願い

ひまわり収集を希望する方が地域に居る場合、まずは介護保険サービスや障害福祉サービスで、ごみ出し支援サービスを受けることができないかの確認が必要ですので、以下の支援者に相談してください。（要支援認定者等も対象となる場合があるため、支援者にご相談ください）

【支援者】担当ケアマネジャー、あんしんすこやかセンター、相談支援専門員 等



※ひまわり収集の利用者は、ごみを出さない場合（入院・施設入所等）は必ず事前に支援者を通じて、環境局事業所へ連絡するようお願いいたします。

●問い合わせ先

よくある質問は裏面をご覧ください。

ひまわり収集について、一般的な質問がある場合は、コールセンターへお問い合わせください。

神戸市総合コールセンター 078-333-3330

よくある質問

自分では、ごみ出しができなくなってきたんだけど、どこに相談したらいいのか。



まずは、ご家族やご近所の助けなどが得られないか確認しましょう。次に、介護保険サービス等で、ごみ出し支援サービスを受けることができないか「支援者（表面記載）」に相談しましょう。

相談の結果、ひまわり収集による支援が必要と考えられる場合は、支援者から環境局に「ひまわり収集」の申込依頼があります。

?

支援者といっても、誰が支援者かわからないわ。



現在何らかの介護サービスを受けている場合は「担当ケアマネジャー」、受けていない高齢者は「あんしんすこやかセンター」、計画相談支援サービスを受けている障がい者は「相談支援専門員」、等です。

要件に該当すれば、必ずひまわり収集の対象になるのか。



必ず対象になるとは言えません。

ごみ出しは、①ご自身や親族で行う「自助」、②地域のつながりの中で助け合う「互助」、③介護保険サービス等を利用する「共助」による基本としています。

「ひまわり収集」は、これまで対応できない方にご利用いただくことにしています。

面談って何をするの。

安否確認って、どういうことかしら。



面談では、支援者と一緒にご自宅に訪問し、ごみ出しが困難な状況について現地を見て確認させていただきます。

事前の連絡が無く、ごみが出ていなかった場合、環境局から支援者に連絡をし、必要に応じて安否確認をさせていただきます。